

老人保健制度

お医者さんにかかるときの 一部負担金が軽減されます

老人保健は、75歳以上（一定の障害があると認定された場合は65歳以上）の人が安心して医療を受けられるよう、本人の負担金をなるべく少なくすることを目的としています。この制度を正しく理解し、役立てて、健康で明るい毎日を過ごしましょう。



お医者さんにかかるときは、窓口で健康保険被保険者証、健康手帳、老人医療受給者証を提出して受診してください。

お医者さんにかかるときは

ただし、昭和7年9月30日以前生まれの人は、従来どおり老人保健の対象（一定の障害があり、市長の認定を受けた65歳以上の人も同様）です。

この場合、加入している健康保険の資格はそのままで老人保健制度の適用が受けられます。

75歳一定の障害があると認定された場合は65歳以上）になるとお医者さんにかかるときの一部負担金が軽減されます。

老人保健とは

所得の低い人には

世帯の所得が低い場合は「老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関に提示すれば、入院時の患者負担額および食費負担が少なくて済みます。この認定証は、保険年金課の窓口申請して、認められた場合に交付されます。

次のような人が対象です。

- ・住民税非課税
住民税非課税の世帯で、世帯員の所得が無い人。また、年金収入だけの場合65万円未満である人。
- ・住民税非課税
住民税非課税の世帯に属する人（住民税非課税の人を除く）。

窓口で支払うお金は

医療機関などの窓口で、かかった医療費の1割（一定以上所得者は2割）を負担します。

ただし、入院の場合は下表中までの支払いとなります。

- ・一定以上所得者

同一世帯に一定の所得以上（市民税課税所得が124万円以上）

の70歳以上の人やまたは老人保健対象者がいる人。

ただし、70歳以上の人やおよび老人保健対象者の収入の合計が、一定額未満（70歳以上の人やおよび老人保健対象者が一人の世帯の場合は年収450万円未満、二人以上の世帯の場合は世帯の年収637万円未満）であることを申請により認定された場合は1割負担となります。

高額医療費が支給されます

外来および入院などで、同じ月の自己負担額が左表の限度額を

患者負担限度額

区分	外来の場合 (個人ごとに計算)	入院の場合 世帯 単位で入院と外来が あった場合は合算)
一定以上所得者	40,200円	72,300円 + (かかった医療費 - 361,500円) × 1% 40,200円
一般	12,000円	40,200円
住民税非課税	8,000円	15,000円
住民税非課税		24,600円

印の数字は年4回以上、高額医療費を受けた場合の4回目以降の患者負担限度額です。

くわしくは保険年金課（☎1526）へ。

なお、住民税非課税に該当する人は、負担額減額認定の申請をしてください。

超えた場合、後日申請して老人保健から払い戻しを受けることができます。
高額医療費が支給される人は、受診月の2、3カ月後に「該当通知書」を送付しています。通知書に記載された必要書類を確認の上、指定された期間内に保険年金課の窓口で手続きをしてください。

こんなときには届け出を忘れずに

転出入や死亡などにより世帯構成などが変わった場合は、届け出が必要です。

いざというとき慌てないために、も、届け出は忘れずにしましょう。

くわしくは保険年金課（☎201526）へ。

こんなときには届け出を	届け出に必要なもの
75歳になったとき (市から案内が届きます)	健康保険証
転入してきたとき	健康保険証・負担区分証明書
* 転出するとき	医療受給者証
* 死亡したとき	医療受給者証
* 住所が変わったとき	医療受給者証
医療保険の変更およびそう失	健康保険証・医療受給者証
65歳以上で寝たきりなどになったとき	印鑑・健康保険証と 身体障害者手帳、国民年金証書、 診断書のいずれかの書類
生活保護を受けるようになったとき	印鑑・医療受給者証

(注) *印のある届け出をする場合は、国民健康保険証と介護保険証も併せてお持ちください。



20歳になったら加入の手続きを

ことし、成人を迎えられるみなさん、国民年金への加入手続きはもう済んでいますか。

国民年金は、国が責任をもって運営する公的年金制度で、20歳から60歳までのすべての人が加入します。老後はもちろん、病気や事故などで障害が残ったときや、死亡といった万一のときに支えになるのが年金です。

国民年金の保険料は月額1万3,300円です。納付には口座振替や、一度に前払いすることによって割引のある前納が便利です。また、収入がなく、保険料を納められないときには免除制度が、学生(夜間部・定時制・通信制課程も含む)には学生納付特例制度があります。いずれも一定の基準がありますので保険年金課にご相談ください。国民年金への加入および免除などの手続きは市役所1階の保険年金課窓口で行っています。

くわしくは保険年金課（☎201526）へ。

消費生活相談

Q & A

突然届いた支払請求通知書

Q 突然、債権回収業者から「あなた名義の電話回線から利用された有料アダルト番組について、番組提供会社より未納利用料金の債権譲渡を受け、代わりに回収する」と書かれたハガキが届きました。

期限までに支払わない場合は、自宅を訪問し、交通費・人件費を加算して請求するとありました。利用した覚えはありませんが、どのようにしたらよいでしょうか。

A まったく根拠のない架空請求が横行しているようです。これらは、何らかの名簿を入手した業

者その名簿をもとに支払請求通知書を送りつけているものと思われます。

請求業者は、請求金額・利用番組・振込先などをもっともらしく書くことによって、通知を受け取った人が不安になって振り込むことを期待しているようです。

利用した覚えがなければ、支払う必要はありません。不安になったり、かかわりたくないなどと思って支払うとまた新たな請求を受ける可能性があります。

今後、業者から電話があったら「利用していないので支払いません」



とはっきり伝えましょう。また、すでに知られている情報以外の電話番号や勤務先など、個人情報を知られないように注意しましょう。

根拠のない悪質な取り立ての場合は、警察に届けて、請求ハガキは念のため保管しておきましょう。

くわしくは消費生活センター（☎23-1161）へ。

本人以外の請求は注意が必要です

住民票は、あなたが住民登録を
していることを公に証明するもの
です。住民票には世帯全員の写し
と世帯一部の写しがあります。ど
ちらが必要かを明らかにして請求
してください。一人世帯の場合は
世帯全員の写しとなります。

住民票では「続柄」と「本籍」
の表示を省略するのが原則です。
ところが、提出先によっては「続
柄」や「本籍」を必要とするもの
もあります。その場合は、請求用

紙に記入してください。

住民票の請求

住民票を請求する場合、個人の
プライバシーを保護するため、い
ろいろな制約があります。本人ま
たは本人と同一世帯の人が請求す
るときは、申請書に署名または押
印するだけで住民票が取れます。

しかし、別世帯の人が代理で住
民票を請求するときは、委任状

(本人が署名・押印し
たもの、左記見本参

照)が必要となります。同じ家に
住んでいる家族でも、世帯が別の
場合は委任状が必要となりますの
で注意してください。

電話予約で
土・日曜日にも

平日市役所へ来られない人のた
めに、市民課に電話予約すると、
住民票と住所証明を土・日曜日に
市役所の守衛室と中央公民館で受
け取れる制度があります。

予約の方法
電話で交付の予約をしてくださ



わからないことがあれば気軽に相談を

委任状

(代理人)住 所
氏 名

私の住民票の申請について上記の
者に委任したのでお届けします。

平成 年 月 日

住 所
氏 名(自署してください) 印

印は認め印で
かまいません

い。その際、場所、来所時間など
を伺います。

受付日＝月・金曜日(祝日、年末
年始は除く)

受付時間＝午前8時30分～午後
5時(ただし、金曜日は午後3
時までです。木曜日と金曜日が
祝日の時は前日の午後3時まで
です)

交付の方法

交付日＝土・日曜日(祝日・年
末年始は除く)

交付場所＝市役所地下1階守衛
室、中央公民館

交付時間＝午前8時30分～午後
5時

なお、交付を受けるときは、本
人であることを確認できるもの
(運転免許証や健康保険証など)
を持参してください。

住民票の発行や住所証明は、
市民課赤坂・遠山分室でも取
り扱っています。くわしくは
市民課 ☎20 1525(へ)。

樹木の管理

樹木の枝が道路を
覆っていませんか

車道や歩道に伸びた枝は、車の
運転や歩行者の妨げとなり、思わ

ぬ事故を引き起こす場合があります。
す。

伸びすぎた枝は、常にせん定を
行うなど道路に隣接する人は自己
管理をお願いします。

なお、切った草木などは、ごみ
収集袋(燃やせるごみ)に入れて
集積所に出してください。

償却資産の申告

早めの申告に
ご協力を

くわしくは道路維持課 ☎20
1551、クリーン推進課
(☎)20 1530(へ)。

償却資産とは、土地・家屋以外
の事業に使用する機械、器具・備
品、構築物などをいいます。

地方税法の規定により、平成15
年1月1日現在に所有する償却資
産について、価格決定に必要な事
項を1月31日(金)までに市へ申告
することになっています。

期限直前は大変込み合いますの
で、できるだけ早めの申告をお願
いします。

くわしくは資産税課 ☎20 1
514(へ)。

相談日

市民相談所(☎20-1507)

市民行政相談

月～金曜日 8時30分～5時

市民生活相談(家事・民事)

月・木曜日 9時～4時 13日(祝)は14日(火)に振り替えて開催

法律相談(予約制)

水曜日 1時～4時 8日は休み
(裁判所で係争中の事件は除く)

人権・行政合同相談

16日(木) 10時～3時

不動産相談 21日(火) 10時～正午

税務相談 21日(火) 10時～3時

外国人相談

9日(木)・23日(木) 1時～4時

(英語・中国語・スペイン語・ポルトガル語)
もめごと・しんぱいごと・なやみごと相談

28日(火) 9時～4時

市民よろず相談 18日(土) 1時～4時

(市民よろず相談のみ会場は中央公民館会議室)

工商観光課(電話は各相談室へ)

女性就業相談 水・金曜日 10時～4時

(☎22-1111・内線2724市役所2階相談室)
来所前に必ず電話してください。

高齢者職業相談 月～金曜日 9時～4時

(☎22-1111・内線2725市役所2階相談室)

住宅相談 9日(木) 10時～正午

(住宅の電気に関する相談も含む)

(☎22-2101・成田商工会議所)

パートサテライト(商会館1階・☎22-8281)

パートタイマー職業相談

月～金曜日 9時～4時

消費生活センター(☎23-1161)

消費生活相談 月～金曜日 10時～4時

保険年金課(☎20-1526)

年金相談 水曜日 10時～3時

市民生活課(☎20-1527)

交通事故相談 7日(火) 10時～3時

社会福祉協議会(保健福祉館・☎27-7755)

心配ごと相談 木曜日 10時～3時

酒害相談 16日(木) 9時～正午

高齢者福祉課(☎20-1537)

介護相談 9日(木) 2時～4時

場所 在宅介護支援センター 玲光苑

(☎24-2251)

児童家庭課(☎20-1538)

家庭児童相談 月～金曜日 9時～4時

厚生課(☎20-1536)

戦没者遺族相談 27日(月) 10時～3時

開発協会(市体育館・☎26-7251)

健康体力相談 火曜日 9時～正午

教育指導課(☎20-1582)

就学相談(予約制)月・火・木曜日 9時～5時

教育センター(市立図書館2階・☎20-6336)

教育相談(予約制)火曜日 9時～4時

教育相談室(☎28-3234)

(ニュータウンセンタービル6階)

教育相談 月～金曜日 10時～5時

(不登校相談も)

小学校の就学区域

より近くの小学校への通学が一部可能に

市立の学校への就学は、あらかじめ定められた就学区域(学区)の学校に通学するのが原則となっています。

しかし、平成15年度から次の条件をすべて満たす場合は、より近くの小学校への就学が許可される場合があります。

許可条件
定められた学区の小学校への通学距離が、おおむね1.5km以上あり、それよりも近くに希望する学校がある
希望する学校の該当学年の1学級平均人数が35人を超えないこと。
また、学校の収容力が将来的にも余裕がある

こと(成田小・加良部小・平成小への通学希望は、収容力に余裕がないので許可できません)希望する学校までの安全な通学経路が確保できること

(注)希望者が多い場合は、定められた学区の小学校への通学距離が遠い児童を優先します。
申請期間 1月6日(月)～2月20日(木)(土・日曜日・祝日を除く)

申請場所 学務課市役所5階
申請手続きなどくわしくは学務課☎201581へ。

森林整備地域活動支援交付金制度

適正な森林整備を推進するために

森林整備地域活動支援交付金制度が昨年10月にスタートしました。制度の概要は次のとおりです。
対象森林 森林施策計画の認定を受けた30ha以上のまとまりのある森林

交付対象者 森林施策計画の認定を受けている森林所有者などで、計画的な森林施業を実施するために必要な地域活動を行う人
交付金の積算 年間1haあたり1万円(林齢が35年生以下の人工林、60年生以下の育成天然林など林齢に条件あり)
対象となる活動 市町村長と交

付対象者との協定に基づいた森林の現況調査

施業実施区域の明確化作業
歩道の整備など

実施期間 平成14～18年度

制度についての問い合わせは、印旛支庁農林振興課☎0434831124(または市農政課☎201541)へ。

農業委員会選挙人名簿の登録

申請書の提出期限は1月10日です

本紙12月15日号でお知らせした農業委員会選挙人名簿の登録申請書について、提出期限を1月10日に訂正します。

くわしくは市選挙管理委員会☎221111内線3152へ。